

1 「秩父市公共施設等総合管理計画」が採択。その内容は?

12月議会では「秩父市総合施設等総合管理計画」が市議会の全会一致で採択されました。この計画は、市がもっている公共施設などを、どのように管理していくかについての30年間にわたる重要な計画で、今後はこの計画に沿って本格的に施設の適正化(ファシリティマネジメント・FM)に取り組むことになると思います。どのような内容なのでしょう。

計画推進における3つの改革

1. 公共施設の数及び規模の適正化を図ること(量の改革)
2. 利用者の安全性や快適性等のサービスを向上させること(質の改革)

2 マイナンバー制度本格的な運用がはじまる。秩父市の状況は?

個人情報漏えいの危険性が高く憲法が保障するプライバシー権を侵害するとして、全国で一斉提訴も起こっているマイナンバー制度。行政での手続きなどで何が変わるのかわからない、といった声が届いています。

9月議会に続き12月議会でもマイナンバー制度について質問しました。

●通知カードはどれくらい返ってきているのか?

○ 通知カードは簡易書留で送られ、不在の場合は一週間郵便局に留め置かれた後に、市区町村に戻されるが、秩父市ではどれくらいの通知カードが返ってきているのか。

○ 郵便局からは12月4日までに、ほぼ全戸に配布できるという情報をもらっている。転送ができないので、一週間郵便局に置かれ、その後、持ちに来られない方については市役所に戻ってくる。現在(12月7日)、1500戸過半数くらい返ってきている。

3. 市財政を圧迫しない計画的な管理運営を実現すること(歳入確保)

注目すべき方針

- 30年間で、市内の公共施設の延床面積を30%削減する(年1%削減)
- 新規の公共施設の建設は原則行わない。
- 耐用年数を過ぎた建物や耐震基準を満たしていない施設については利用者の安全面を考慮し、積極的に廃止を進めていく。

今後は、個別の施設に関する計画がこの方針と合っているかの確認が重要です。

●個人番号カードがなくても

窓口での手続きはできるのか?

○ 条例の変更で、国民健康保険の納税義務者申請のときに氏名・住所及び個人番号を記載した申請書を市長に提出しなければならない、となるが、何らかの理由で個人番号カードを申請者が持っていない場合でも申請は出来るのか。

○ 通知カードの中に個人番号、住所、その他記入されている。通知カードをお持ちいただければ申請は可能。通知カードを忘れたというような場合には、本人の同意、何に使うのかなどの確認をして個人番号入りの住民票を窓口では出すようになっており、確認ができる。

(以上、12月議会での議案への質疑を整理。)

※平成28年1月1日現在の市の世帯数は26,340世帯。
1500世帯は約5.7%にあたる。

3 「(仮称)森里川海協力資金制度の創設を求める意見書」 「災害ボランティア割引制度の創設を求める意見書」が採択されました。

12月議会では清野が提出者となり、市議会全会一致の賛成で内閣総理大臣および担当大臣にむけ、2つの意見書を提出することが採択されました。

(仮称) 森里川海協力資金制度の創設を求める意見書

森林の荒廃などの自然環境の劣化は、一つの自治体だけでは解決が難しく「いのちのつながり」である河川を中心とした流域全体の取り組みとして位置づけ直す必要があります。荒川流域の豊かな自然環境を次世代に手渡すことが秩父市の責務であると同時に、自然環境を守ることが観光誘客や定住の促進にも繋がることを期待できます。

この意見書は、環境省が検討している「森里川海の恵みを受ける国民が広く薄く負担し、森里川海のつながりを維持・回復し、次世代に引き継ぐための取り組みを国民的運動として進めるための(仮称)森里川海協力資金制度」を創設することなどを国に求める意見書です。

災害ボランティア割引制度の創設を求める意見書

2014年2月14日から降り続いた記録的な大雪に見舞われた際に、社会福祉協議会に災害ボランティアセンターが開設され多くの方にボランティアとして除雪作業に取り組んでいただきました。全国各地で災害ボランティアによる活動が発展する一方で、旅費や宿泊費が無いのでボランティアに行けないという人が圧倒的に多い現実があります。

この意見書は、地震、津波、豪雨、豪雪などの大規模な災害発生時に、被災地に赴く災害ボランティアに対して交通費や宿泊費を割引く制度を創設することを国に求める意見書です。

秩父市の置かれている社会的、地理的な立場や経験を生かし、有益な意見書を国に挙げていくための活動をこれからも続けていきます。

「非常時への備え」を平時から見直し、改善する。

自治体には、住民の皆さんの「いのちを守る責務」があります。12月議会の一般質問では、先の「平成26年豪雪」や「平成27年関東・東北豪雨」の経験を踏まえて「災害時への備え」について質問をしました。

重要

物資の備蓄の考え方と状況は?

市では43か所の避難所を指定しており、避難した方々が数日間過ごす事を想定して、懐中電灯、防災毛布、テント、簡易トイレ等を備蓄している。食糧は市の人口の1割が3日間生活できるように、保存期間が長く調理が不要な、乾パンやアルファ化米等を備蓄している。

もしものときの非常用電源装置は?

対策本部となる歴史文化伝承館の非常用発電機は地下1階に設置されており、主に消防や防災のための設備に電力を供給し、余力分の電力を歴史文化伝承館内のコンセントに供給するようになっている。燃料の軽油が満タンの

状態で約5時間稼働することができる。それ以外の非常用電源として、総合支所・避難所46拠点の内、30か所に41基の発電機を配備している。

避難所のスロープの設置状況は?

43か所の避難所の内、28か所(65.1%)で車椅子の方でも支障が無いよう段差にスロープを設置している。その内21か所は多目的トイレを設置している。

市の塩カル(融雪剤)の取り扱いは?

雪が降った際、積雪量の多少にかかわらず、町会で道路の日陰や坂道等の凍結の恐れがある箇所に散布する場合には「市道への配布

であること」「数量・引取り日時」を確認し、宮地にある市の道路維持課分室、各総合支所の地域振興課にて配布を行っている。

町会などで要望をまとめて市の道路維持課に伝えれば、大雪が降る前に、町会として塩カルを預かっておくことは可能。身体の不自由な方、運搬の手段が無い方、高齢者の方など、何らかの理由で配布場所に取りに来れない場合は、すぐには届けることはできないが配達もしている。



「S」と書かれた塩カルは市道への配布用

さらなる改善を求めます!

■ 47か所の指定避難所(自主避難所※である歴史文化伝承館、三総合支所を含む)の内9か所の避難所が、秩父市防災地図(災害ハザードマップ)上の土砂災害警戒区域に入っていることがわかりました。現在、地域防災計画を見直し改訂中で、避難所の見直しを行っているとのこと。

※大雨や台風接近などで、土砂災害の発生が予想されるなど身の回りに危険を感じた時に、自主的に避難する際の施設

■ 備蓄品の検討や施設の整備、改修などを行う際に、事前に様々な利用者の声を取り入れられる仕組み(ブリック・インボルブメント)を通じて、ユニバーサルデザイン化を推進することを提言しました。